

昭和二十五年十二月二日受領
答 弁 第 一 七 号

(質問の 一七)

内閣衆質第一七号

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出警察予備隊員の採用条件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出警察予備隊員の採用条件に関する質問に対する答弁書

警察予備隊は、わが国の平和と秩序を維持し、公共の福祉の保障に任ずる目的をもつて設置されたものであるから、その職員は、特に厳正な規律を保ち、健全な社会的良識をそなえていなければならない。すなわち、職員は、国民全体の奉仕者であり、公共の利益のために職務を遂行するものであること、各自が国民の生命、身体及び財産の保護者であること、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守すべきこと、あるいは、信義を重んじ、誠実を尊び、勇氣をもつて職務の遂行にあたるべきこと等を心得、且つ、これを実行し得るものでなければならない。

警察予備隊員募集要綱にいう「思想堅実な者」とは、結局右のような条件をみたし得る者という意味である。

右答弁する。